

- 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表  
（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 再生利用交付金</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙1第1の1(3)及び要綱別紙2第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合、当該農地が経営所得安定対策等実施要綱別紙1の水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する場合及び当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 再生利用交付金</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要綱別紙1第1の1(3)及び要綱別紙2第1の1(3)の「営農定着」については、当該農地に作付けする作物が<u>主食用米</u>、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねである場合、当該農地が経営所得安定対策等実施要綱別紙2の<u>米及び</u>水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当する場合及び当該農地を要綱別紙1第1の2の「農業体験施設」として活用する場合は、支援の対象とならない。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>別記 (略)</p>

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。